東京医師歯科医師協同組合 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な 共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、 その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は、東京医師歯科医師協同組合と称する。

(地区)

第3条 本組合の地区は、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、および静岡県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規約)

- 第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。
 - 2 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により総代へ通知するとともに、前条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事業

(事業)

- 第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1)組合員の取り扱う医薬品及び医療資材等の共同購買
 - (2)組合員のためにする医院等の建設に関する事業
 - (3)組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ
 - (4)株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証又はこれらの金融機関の 委任を受けてする組合員に対するその債権の取立て
 - (5)組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 - (6)組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 - (7)組合員のためにする生命保険、損害保険及び自動車損害賠償責任保険の 代理業務並びに小規模企業共済事業に関する受託業務
 - (8) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (9) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 章の規定による労働保険事 務組合としての業務
 - (10) 前各号の事業に附帯する事業
 - 2 前項第 8 号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は 10 万円を超えてはならないものとする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

- 第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
 - (1) 医師、歯科医師、医療法人又は医業を行う事業者であること。
 - (2) 本組合の地区内に事業場を有すること。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になる ことができない。
 - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第6号に規定する暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった時から5年を

- 経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)
- (2)暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3)暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を していると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

- 第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。
 - 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を 決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の 全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を 承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

- 第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の 1 人が相続 開始後 60 日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわら ず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。
 - 2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意 書を提出しなければならない。

(自由脱退)

- 第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わり において脱退することができる。
 - 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

- 第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により除 名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会 日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会 において、弁明する機会を与えるものとする。
 - (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
 - (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
 - (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
 - (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
 - (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

- 第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。
 - 2 前項の使用料又は手数料は、総代会で定める額又は率を限度として、 理事会で定める。

(経費の賦課)

- 第16条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。
 - 2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
- (2) 事業の一部を廃止したとき。
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。
 - 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を 決する。
 - 3 出資口数の減少については、第14条(脱退者の持分の払戻し)の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

- 第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。
 - (1)氏名又は名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所
 - (2) 加入の年月日
 - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
 - 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。 この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
 - 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7 日以内に本組合に届け出なければならない。
 - (1)氏名又は名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名)及び事業を行う場所を変更したとき。
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
 - (3)資本の額または出資の総額が 5,000 万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 100 人を超えたとき。

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、

その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第5号に規定する団体協約に違反した組合員
- (2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料(電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。)の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、5,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に 対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から 履行の日まで年利14.6パーセントの割合で延滞金を徴収することがで きる。

(持分)

- 第24条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて 算定する。
 - 2 持分の算定にあたっては、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の定数等)

- 第25条 役員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 理事 9人以上11人以内
 - (2) 監事 2人又は3人
 - 2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(役員の任期)

- 第26条 役員の任期は、次のとおりとする。
 - (1)理事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸張する。
 - (2)監事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短 い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎ て開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸張する。
 - 2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の 任期は、現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
 - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条 に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合に は、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行 う。

(員外理事)

第27条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、3人を超 えることができない。

(員外監事)

- 第28条 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者で なければならない。
 - (1)組合員又は本組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
 - (2) 就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締

- 役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、 執行役若しくは使用人でなかった者であること。
- (3) 本組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。

(理事長、専務理事及び常務理事の選定)

第29条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事、2人を常務理事とし、理 事会において選定する。

(代表理事の職務等)

- 第30条 理事長を代表理事とする。
 - 2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
 - 3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事 長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
 - 4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を有する。
 - 5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。
 - 6 理事長は、総代会の議決によって禁止されていないときに限り特定の 行為の代理を他人に委任することができる。
 - 7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限 を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行 為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び会計事務の責任者その他の職員に対して 事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査す ることができる。

(理事の忠実義務)

第32条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の議決を 遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の選挙)

- 第33条 役員は、次に掲げる者のうちから、総代会において選挙する。
 - (1)組合員又は組合員たる法人の役員であって、立候補し、又は理事会若し くは2人以上の組合員から推薦を受けた者
 - (2)組合員又は組合員たる法人の役員でない者であって、理事会若しくは 2 人以上の組合員から推薦を受けた者
 - 2 役員の選挙は、連記式無記名投票によって行う。
 - 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、 次点者をもって当選人とする。
 - 4 第1項の規定による立候補者又は推薦を受けた者の数が選挙すべき役員の数を超えないときは、投票を行わず、その者を当選人とする。
 - 5 第1項の役員の選挙を行うべき総代会の会日は、少なくともその30日前までに公告するものとする。
 - 6 第1項の規定による立候補者又は候補者の推薦をした者は、総代会の 会日の15日前までに、立候補した旨又は被推薦者の氏名を本組合に届 け出なければならない。

(役員の報酬)

第34条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(役員の責任免除)

第35条 本組合は、理事会の決議により、中小企業等協同組合法(以下「法」 という。)第38条の2第9項において準用する会社法第426条第1項 の規定により、法及び主務省令に定める限度において役員の責任を免 除することができる。 (員外理事及び員外監事との責任限定契約)

- 第36条 本組合は、員外理事及び員外監事と法第38条の2第9項において準 用する会社法427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結するこ とができる。
 - 2 前項に基づき締結される責任限定契約に記載することができる額は法令が規定する最低責任限度額とする。

(顧問)

- 第37条 本組合に、顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が 委嘱する。

(職員)

第38条 本組合に、職員を置くことができる。

第6章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総代会)

第39条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第40条 総代の定数は、100人とする。

(総代の任期)

- 第41条 総代の任期は、3年とする。
 - 2 第26条第2項(役員の任期)の規定は、総代の任期に準用する。

(総代の選挙)

- 第42条 総代は、別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に 属する組合員のうちから選挙する。
 - 2 総代の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

(総代会の招集)

- 第43条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。
 - 2 通常総代会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手続)

- 第44条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所所(当該総代会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない総代が当該総代会に出席する方法を含む。)又は開催の方法(当該総代会の場所を定めない場合に限り、総代が当該総代会に出席するために必要な事項を含む。)を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。
 - 2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
 - 3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
 - 4 本組合は、希望する総代に対しては、第 1 項の規定による総代会招集 通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方 法により行うことができる。
 - 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出」と、「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。
 - 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下、第45条、第46条、第53条及び第54条において同じ。)。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは、 招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の招集請求)

- 第45条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を本組合に提出するものとする。
 - 2 前項の総代は、同項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第46条 総代は、第44条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。
 - 2 代理人が代理することができる総代の数は、1人とする。
 - 3 総代は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、 議決権を電磁的方法により行うことができる。
 - 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。 この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提 出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総代会の議事)

第47条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という。) に特別の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第48条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代又は総代たる法人の 代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第49条 総代会においては、総総代の半数以上の総代(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)が出席し、かつ、その3分の2以上の同意を得たときに限り、第44条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

- 第50条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項 を議決する。
 - (1) 借入金残高の最高限度
 - (2) 1組合員に対する貸付け(手形の割引を含む。)又は1組合員のためにする債務保証残高の最高限度
 - (3) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

- 第51条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。
 - 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所(総代会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(総代会の場所を定めなかった場合に限る。)
 - (3) 出席理事・監事の数及びその出席方法
 - (4)総代の数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7)議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9)議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別 及び賛否の議決権数)

(10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた 意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項が あるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事 の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

- 第52条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 - 3 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週 間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場 合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

- 第53条 理事長は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して その通知を発しなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
 - 3 本組合は、希望する理事及び監事に対しては、第 1 項の規定による理 事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。
 - 4 前項の通知については、総代会招集の手続に準ずるものとする。

(理事会の決議)

- 第54条 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、 その過半数で決する。
 - 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、 当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

- 第55条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総代会又は総会に提出する議案
 - (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

- 第56条 理事会においては、理事長がその議長となる。
 - 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
 - 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所(理事会の場所を定めた場合に限る。)又は開催の方法(理事会の場所を定めなかった場合に限る。)
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6)議長の氏名
 - (7)決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (8) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別 及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

- (9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
- (10) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (11) その他(理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨)
 - ①理事長以外の理事による理事長に対する理事会の招集請求を受けて招集 されたものである場合
 - ②①の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以 内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、 その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
 - 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を 内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、 当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるもの に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該 提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次 に掲げる事項
 - ①理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ②①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項 を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事 項
 - ①理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ②理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(総会の議決事項)

第57条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決する ことができる。

(総会の招集)

第58条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事 会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第59条 総会については、第44条(総代会招集の手続)、第46条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)、第48条(総代会の議長)、第49条(緊急議案)及び第51条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において第46条第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

- 第60条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会 を置くことができる。
 - 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 替助会員

(賛助会員)

- 第61条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。
 - 2 第8条第2項各号の一に該当する者は賛助会員になることはできない。
 - 3 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 会計

(事業年度)

第62条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

- 第63条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、毎 事業年度の利益剰余金(毎事業年度末決算において総益金から総損金 を控除した金額。ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん 補した後の金額。以下、第65条、第66条及び第67条において同じ。) の10分の1以上を法定利益準備金として積み立てるものとする。
 - 2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本準備金)

第64条 本組合は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)を、資本準備金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

- 第65条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。
 - 2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総代会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第66条 本組合は、第7条第6号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第67条 毎事業年度の利益剰余金に前期の繰越利益を加算した金額から、第63条の規定による法定利益準備金、第65条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

- 第68条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の 出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用し た分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合 員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするも のとする。
 - 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年 10 パーセントを超えないものとする。
 - 3 配当金の計算については、第24条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第69条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順 序に従ってするものとする。

附則

(発効日)

第1条 本改正の発効日は、この定款変更が認可された日とする(平成 20 年 2 月 13 日)。

(経過規定)

- 第2条 第26条第1項の規定は、本改正が発効した時点で在任中の役員については、その任期が満了するまでの間、効力を生ぜず、任期は従前の規定に拠る。
 - 2 第 31 条の規定は、中小企業等協同組合法附則(平成 18 年 6 月 15 日) 第 11 条に定める経過期間中は効力を生ぜず、監事の職務は従前の規定 に拠る。

権限:総代会

改正: 平成 20 年 2 月 13 日 令和 4 年 5 月 21 日

別表

総代の選出地区及び定数

地域	総代選出の地区	総代定数
第1地域	江戸川区、葛飾区、墨田区、江東区、荒川区、	30
	足立区、北区、文京区、台東区、千代田区、	
	中央区、港区、島嶼	
	千葉県、茨城県、栃木県	
第2地域	品川区、大田区、目黒区、世田谷区、	29
	神奈川県、静岡県	
第3地域	新宿区、豊島区、板橋区、練馬区、中野区、	29
	杉並区、渋谷区、	
	埼玉県、群馬県、新潟県	
第4地域	23区と島嶼を除く東京都及び	12
	山梨県、長野県	
	総 代 数	100